

案件説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和2年第2回臨時会

1 案件名

議案第52号 市長の専決処分事項の承認について（佐野市税条例等の改正）
（市民税課所管部分）

2 概要

【市民税関係】

- 1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、令和元年度改正で措置した、給与所得者の扶養親族申告書及び年金受給者の扶養親族申告書の単身児童扶養者の記載項目を削除し、単身児童扶養者を非課税措置へ追加する改正規定を削除する。（第36条の3の2、第36条の3の3、（第2条関係）第24条）
- 2 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長し令和6年度までとする。（附則第8条）
- 3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長し令和5年度までとする。（附則第17条の2）

【市たばこ税関係】

- ・たばこ税の課税の免除手続きの簡素化（条例第96条、第98条）
製造たばこの日本からの輸出などに係る課税免除の手続きについて簡素化を図るため、申告書に課税免除の適用を受けようとする製造たばこに係る税額を記載し、かつ、「課税免除事由に該当することを証するに足る書類」の保存を前提に、当該書類の申請書への添付を不要とする。

3 理由、趣旨、目的等

地方税法等の一部を改正する法律をはじめ関係法令の施行に伴い、所要の規定を整備するため

4 その他の事項

令和2年4月1日施行

案件説明書

総合政策部 資産税課

提出議会：令和2年第2回臨時会

1 案件名

議案第52号 市長の専決処分事項の承認について（佐野市税条例等の改正）
（資産税課所管部分）

2 概要

【固定資産税】

- （1）所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応として、使用者を所有者とみなす制度が拡大されたことに伴い、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるようになったことから、当該規定を追加する。（第54条第4項、同条第5項）
- （2）現に所有している者（相続人等）の申告が制度化されたことに伴い、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるようになったことから、現所有者が申告すべき事項等についての規定を追加する。（第74条の3）
- （3）その他地方税法の改正に合わせた文言の整備及び引用条項の項ずれ等を改正する。

3 理由、趣旨、目的等

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため

4 その他の事項

令和2年4月1日施行